

発 湯監 第 2 5 号
平成 2 3 年 1 2 月 5 日

湯 梨 浜 町 長 宮 脇 正 道 様

湯梨浜町議会議長 前田 勝美 様

湯梨浜町代表監査委員 磯江 俊二

湯 梨 浜 町 監 査 委 員 浦 木 靖

平成23年度第1回定期監査報告書

湯梨浜町監査委員条例第4条第1項の規定により、平成23年度第1回定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 監査の目的

今回の定期監査は、当町における契約の執行事務について審査を行った。

契約締結、支払い等の事務が法令、規則等に沿って適正に執行されているかどうかを主眼に、特に性質上、年度開始前に契約締結の準備をしなければならないもの（4月1日から開始される各種保守点検業務や機器のリース契約など）、あるいは年度終了後に支払等の出納業務が行われているもの等の処理状況を重点事項として実施した。

また、平成22年度に執行された事業の中には、年度末に国の緊急経済対策の一環として交付された「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」等に伴い、それぞれH21→H22、H22→H23に繰り越して実施されたものが多くあり、これらの繰越事業の処理状況についても、併せて審査を行った。

2 監査の対象

監査の対象は、平成22年度中に執行された「設計金額50万円以上の契約」（H21→H22に繰り越されたもの、及びH22→H23に繰り越されたものを含む。）計287件のうち任意に抽出した34件とし、その関係書面を実地に点検する方法で審査した。

3 監査の実施日

平成23年11月2日、4日、7日、8日、9日、10日、11日

4 審査意見

審査の結果、各入札関係書面、契約締結関係書面及び支払関係書面とも、概ね適正に処理されていると認められる。

ただし、次のような課題が認められるところであり、今後は特に留意の上、事務処理の的確性向上に努められたい。

(1) 翌債制度の理解向上と繰越手続について

・前述のとおり平成22年度中に執行された事業の中には、国の緊急経済対策の一環として、それぞれ平成21年度末、あるいは平成22年度末になって交付を受けた「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」、「安心安全な学校づくり交付金」等に伴い、議会の繰越承認議決並びに財務局の翌年度にわたる債務負担（以下「翌債」という。）の承認を受けて二ヶ年度にまたがって工事を執行する繰越事業が数多く見受けられた。

一般に広く「繰越制度」という場合には、「何らかの事情で当該年度に支出できない経費を翌年度に繰り越して執行すること」と理解されているが、厳密には、次のような区分がある。

- ① 明許繰越……当初は、年度内に完成（終了）する見込みであったが、発注後の不測の事由によりその支出が終わらない見込みとなったため、議会の議決及び財務局の繰越の承認を受けて、その経費の一部を翌年度に執行するもの（財政法第14条の3）
- ② 翌債……明許繰越ができる経費のうち、年度末に緊急に交付決定を受けるなど予算執行上やむを得ない事由がある場合には、あらかじめ議会の議決及び財務局の翌債の承認を受けて、発注時点で翌年度にまたがる工期を設定して執行できるもの（財政法第43条の3）
- ③ 事故繰越……①明許繰越及び②翌債の承認を受けて翌年度に執行している事業が避け難い事故のため更に次年度に繰越せざるを得ない場合等に、議会の議決及び財務大臣の承認（並びに会計検査院の通知）を受けて、その経費の一部を次年度に執行するもの（財政法第42条）

今回の監査の対象となった繰越事業は、いずれも前記②翌債に伴うものであるが、その処理状況を点検してみると、次のような課題が認められた事業があった。

ア 未契約繰越に係るもの

◎町立浜児童館前側溝据付外工事

予算計上	: 平 2 2 . 2 . 2 2	
繰越承認議決	: 平 2 2 . 2 . 2 2	
国の翌債承認	: 平 2 2 . 3 . 3 0	
契約日・契約金額	: 平 2 3 . 1 . 2 6	1, 8 4 8, 0 0 0 円
(変更契約)	: 平 2 3 . 3 . 1 1	1, 9 6 0, 3 5 0 円
工 期	: 平 2 3 . 1 . 2 7 ~ 2 3 . 3 . 2 5	
完成届・検査年月日	: 平 2 3 . 3 . 2 5 ・ 平 2 3 . 3 . 2 9	
支払年月日	: 平 2 3 . 4 . 2 5	

本事業は、平成 2 1 年度「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」の交付を受けて、翌年度となる平成 2 2 年度に執行された事業であるが、事業範囲の調整等に日時を要したため、当該年度（2 1 年度）には、予算計上並びに繰越の承認議決及び国の翌債の承認を受けただけで、翌年度（2 2 年度）に支出負担行為（契約）、工事实施を行ったもの。

イ 翌債繰越を明許繰越の方法で処理したもの

◎幼保一体化施設新築工事（機械設備）

幼保一体化施設新築工事監理業務

予算計上	: 平 2 2 . 1 2 . 2 4					
繰越承認議決	: 平 2 3 . 3 . 1 7					
国の翌債承認	: 平 2 3 . 3 . 1 0					
契約日・契約金額	: 平 2 3 . 3 . 3 0	<table border="0"> <tr> <td>工事（機械設備）</td> <td>7 8, 7 5 0 千円</td> </tr> <tr> <td>工事監理業務</td> <td>1 1, 8 6 5 千円</td> </tr> </table>	工事（機械設備）	7 8, 7 5 0 千円	工事監理業務	1 1, 8 6 5 千円
工事（機械設備）	7 8, 7 5 0 千円					
工事監理業務	1 1, 8 6 5 千円					
(変更契約)	: 平 2 3 . 3 . 3 1 ……工期延長					
工 期 (当初)	: 平 2 3 . 3 . 3 0 ~ 2 3 . 3 . 3 1					
(変更)	: " ~ 2 4 . 2 . 2 9					

◎ハワイゆ～たうん施設改修工事

予算計上	: 平23. 1. 31
繰越承認議決	: 平23. 3. 17
国の翌債承認	: 平23. 3. 31
契約日・契約金額	: 平23. 3. 29 3, 276千円
(変更契約)	: 平23. 3. 31……工期延長
工期 (当初)	: 平23. 3. 29～23. 3. 31
(変更)	: " ~23. 7. 31

これらの事業は、それぞれ平成22年度末に、「安心安全な学校づくり交付金」並びに「地域活性化・新きめ細かな臨時交付金」の交付を受けて、H22→H23年度の繰越事業として実施された事業であるが、双方とも国の翌債の承認を受けているにもかかわらず、明許繰越の方法で処理したため当初契約の工期を2～3日で設定せざるを得なくなり、実施困難な神業的行程表の作成や本来不要な変更契約の締結等を行い、事業者に余分な負担を強いたもの。

・前記に示した事案は典型的なものであるが、今回の監査の対象となった繰越事業をみると、総じて当町における繰越制度に対する習熟度は高いとは言えない状態であることが認められる。

近年めまぐるしく変化する経済情勢に適切に対応するため、あるいは今年度は東日本大震災の復興対策に早期に着手推進するための第4次補正が検討されているように、国では、年度内に完了するかどうかに関係なく適宜必要な予算措置が検討されているところである。

当町における財政運営上でも、今後、このような翌債事業の可能性が高まる傾向が認められるところであり、この機会に繰越制度に対する職員の理解を深め、町として適切な事務の執行を確保すべきと考えるところである。

(2)受付印の押印徹底について

・今回の監査を通して目についたのは、契約の相手方から提出される書面への受付印の押印が少ないことである。

特に、工事完成届（業務完了届）への押印は約30%程度にとどまっており、支出命令の起因となる請求書に至っては皆無の状態であった。

これらの書類には、明らかに筆跡の違う字体、あるいは濃淡の異なる形状で受付日付が手書きされており、その日付は一律に完了検査の前日又は当日、あるいは町内部で支出命令書を起案する前日又は当日であった。受付印がないため、当該日付は、事業者の社員が記入したものなのか、町職員が勝手に記入したものなのか不明であるが、このような状態は不透明な事務処理と言わざるを得ない。

・町の契約に対する検査の時期及び支払期限は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「遅延防止法」という。）の適用を受けること（法第14条）とされており、遅延防止法では、検査については工事の場合は受付日から14日以内、その他の給付の場合は10日以内（法第5条第1項）、支払いについては工事代金の場合は請求受付日から40日以内、その他の給付に対する対価の場合は30日以内（法第6条第1項）と規定され、期限内に支払われなかったときは、町が所定の遅延利息を支払わなければならないこととされている。

このように工事完成届（業務完了届）の受付日及び請求書の受付日は、法律上、検査あるいは支払期限の起算日となる重要な日付となるものである。

一方、町文書事務規程では、当町の受付印は総務課により集中管理され、各課が文書を受け付けたときはこの印を押印することとされている（同規程第7条）が、現状では支出命令に係る起案書に添付されているこれらの書面に受付印が押印されていなくても、特に点検指摘された形跡は見当たらなかった。

・このような状態の中で、今回監査対象となった事業の請求書提出期日から支払期までの期間を検証してみると、形式上、請求書に記載された受付日を起算日として支払までに要した期間は平均25.8日（最短11日、最長40日）となるのに対し、（請求書に町受付印がないために）仮に検査合格日の翌日を起算日として算定した場合には平均31.7日（最短11日、最長41日）となり、法律に定める支払期限を超える事案も見受けられるところである。

更に町における支払業務の遅れは、単に職員による手続きの遅延だけでなく、支払日の設定も要因の一つであると考えられる。即ち、町では事務処理の合理化のため毎月の支払日を月2回（10日、25日）に設定しているが、事業者にとっては、請求書提出から支払期日までに1ヶ月近くも要することは大きな負担となる所であり、少なくとも民間が特に運転資金を必要とする6月ボーナス期、12月年末支払期、3月決算期等においては、支払指定日の増加設定等弾力的な運用を検討すべきであると考ええる。

5 まとめ

今回の監査は、平成22年度に執行された事業に係る契約事務並びにその支払の事務を通して、当町における日常業務の処理状況の一部を審査した。

審査の結果、意見として取り上げた事項は、いずれも職員が通常業務を処理する上で基本となる事項や手続きであり、中には、そのような事はよく承知しており、些細な問題と思われる職員もいるかもしれないが、「悪癖はすぐに身に付くが、良癖は意識して粘り強く実践することによりはじめて身に付くもの。」との語があるように、日常業務の中でも、常に相手の立場を思いやる姿勢で業務に当たることが大切と考えるところである。

「町民にやさしい行政」、「住んでよかったと思える町政」の実現というのは、決して政策決定の上だけの話しではなく、多くの町民は、このような地道な毎日の業務の処理の積み重ねを通して具体的に感じる人が多いものである。

今回の契約事務に限らず、他の業務の執行に当たっても職員がこのような姿勢を共有し、町行政の品質向上につながって行くことを期待するものである。